

令和7年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立つだ保育所

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設へ直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和6年度において、つだ保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
5月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
6月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
7月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
8月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
9月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
10月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
11月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
12月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
1月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
2月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
3月	35,060	31,170	43,190	39,300	108,690	104,800	190,020	186,130
合計	420,720	374,040	518,280	471,600	1,304,280	1,257,600	2,280,240	2,233,560

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,800円を加算した額となります。

令和7年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立東石川保育所

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和6年度において、東石川保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
5月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
6月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
7月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
8月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
9月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
10月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
11月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
12月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
1月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
2月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
3月	37,700	33,150	45,830	41,280	111,330	106,780	192,660	188,110
合計	452,400	397,800	549,960	495,360	1,335,960	1,281,360	2,311,920	2,257,320

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,800円を加算した額となります。

令和7年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第一保育所

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和6年度において、那珂湊第一保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
5月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
6月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
7月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
8月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
9月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
10月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
11月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
12月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
1月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
2月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
3月	47,940	41,880	56,070	50,010	121,570	115,510	202,900	196,840
合計	575,280	502,560	672,840	600,120	1,458,840	1,386,120	2,434,800	2,362,080

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,800円を加算した額となります。

令和7年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第二保育所

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和6年度において、那珂湊第二保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
5月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
6月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
7月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
8月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
9月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
10月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
11月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
12月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
1月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
2月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
3月	62,330	53,230	70,460	61,360	135,960	126,860	217,290	208,190
合計	747,960	638,760	845,520	736,320	1,631,520	1,522,320	2,607,480	2,498,280

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,800円を加算した額となります。

令和7年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立高野いろは保育所

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和6年度において、高野いろは保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	166,220	163,280	245,380	242,440
5月	166,220	163,280	245,380	242,440
6月	166,220	163,280	245,380	242,440
7月	162,790	159,910	240,320	237,440
8月	167,930	164,960	247,910	244,940
9月	167,930	164,960	247,910	244,940
10月	167,930	164,960	247,910	244,940
11月	167,930	164,960	247,910	244,940
12月	161,080	158,230	237,790	234,950
1月	161,080	158,230	237,790	234,950
2月	162,790	159,910	240,320	237,440
3月	167,930	164,960	247,910	244,940
合計	1,986,050	1,950,920	2,931,910	2,896,800

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。